

役員退職慰労金規程

第1章 総則

【目的】

第1条 この規程は、公益財団法人ニッポンドットコム役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第3条第3項の本財団の役員が退任したときに支給する場合の退職慰労金について定める。

【定義】

第2条 この規程において、役員とは代表理事及び理事をいう。

【退任の時期】

第3条 この規程にいう退任とは、任期の満了、辞任又は死亡により、再任されることなく役員のを地位を離れることをいう。

第2章 退職慰労金

【退職慰労金の算定方法】

第4条 役員退職慰労金の算定は次による。

- (1) 退職慰労金＝報酬月額×60%×在職月数×支給係数
- (2) 前号の支給係数は、次のように定める。

在職期間	支給係数
2年以下の期間	100分の20以内
2年を超え6年以下の期間	100分の22.5以内
6年を超える期間	100分の25以内

- 2 前項の支給係数は、評議員会が業績等に応じて決定するものとする。

【役員在職月数】

第5条 役員在職月数は、1カ月を単位とする。ただし1カ月に満たない日数は、1カ月に繰り上げる。

【弔慰金】

第6条 役員が死亡した場合には、退職慰労金の他に弔慰金を支給することがある。
2. 弔慰金支給の有無及びその金額は、評議員会において決定する。

第3章 退職慰労金の支給方法

【支払時期及び方法】

第7条 退職慰労金は、退任後2か月以内に、その全額を支給する。
2. 前項の規定にかかわらず、経済の状況、財団の業績などにより、当該役員又はその遺族と協議の上、支払の時期、回数等について、別途理事会において定める方法で支給することができる。

【退職慰労金からの控除】

第8条 退職慰労金を支給する場合には、法令に基づく所得税等の源泉徴収税及びその他財団に対して負担する債務の全額を控除する。

【財団加入保険との関係】

第9条 退職慰労金と関係のある、財団加入の生命保険及び損害保険契約の受取保険（中途解約金を含む。）は、全額財団に帰属するものとする。

【改廃】

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う

附 則

1. この規程は、平成24年6月1日より施行する。

附 則

1. この規程は、平成29年3月22日より施行する。

附 則

1. この規程は、令和2年6月26日より施行する。
2. 適用日の前日以前から引き続き在職している者の退職慰労金は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 適用日前日までの間の退職慰労金の額は、なお従前の例により算出した額。
 - (2) 適用日以降の間の退職慰労金の額。